

大日本帝國政府

30

受接	昭和	年	月	日
第	號	案	起	
濟裁決	昭和	年	月	日
遺發				
結完	昭和	年	月	日
書淨				
	合	校		

爲替局長 原口

總務課長 久保

酒井 調肥後

伊東管理官 伊東

大島

盾爲替補償集中整理及凍結以後ノ

對蘭印爲替取引集中整理方法ノ件

首題ノ件ニ關シ正金銀行ヨリ其ノ集中整理方法ニ付別紙ノ通り提出有
之本件承認相成ルト共ニ左案ヲ以テ日本銀行宛全整理方法寫送付相成
可然哉

案

十一年十一月三十一日

爲替局長

大日本帝國政府

日本銀行外國爲替局長 宛
盾爲替補償集中整理方法及凍結以後ノ對蘭印爲替取引（瓜哇銀行凍結
勘定關係取引）集中整理方法寫御送付申上候間御了承ノ上可然御取計
相煩度

大日本帝國政府

十
二
十
五
日
十
月
十
日

印
行
部

日本銀行
...

...

...

...

...

...

...

大日本帝國政府

昭和十六年十二月十六日

橫濱正金銀行頭取席
爲替部次長 小野長三

大藏省
爲替局長 原口武夫殿

拜啓

「盾爲替補償集中整理ノ件」及「凍結以後ノ對蘭印爲替取引（瓜哇銀行凍結勘定關係取引）集中整理方法ノ件」ニ關スル試案別紙ノ如ク作成ノ上茲許御届申上候間御多用中恐縮乍ラ至急御詮議ノ上何分ノ御指示賜度、尙御決定ノ節ハ關係諸方面ニ可然御通達賜度御願申上候
敬具

大日本帝國通商

土邦

通商

、通商示照退、尙餘未定、前ハ關稅格式面ニ付然則通商照退知照申
セザル、土邦通商照退申土邦通商照退申中恐難手ニ至急通商照退、土邦代
通商照退通商照退通商照退、集中整理式表、并「ニ關スル通商照退、取
「通商照退通商照退集中整理、并」又「東洋通商照退、通商照退通商照退、取
照退

大 爲替局員 泉 口 坂 夫 堀

昭和十六年十二月十六日

爲替通商 小 理 三
通商五金通商通商

大日本帝國政府

盾爲替關係補償集中整理ノ件

一、爪哇銀行凍結勘定取引ニ關スル盾資金賣買處理ト共ニ(1)從來補償
集中制ニ依ル處理未了ナリシ本邦銀行ノ盾持高及(2)金融協定廢棄
ニ依リ新ニ處理ヲ要スルコトトナリタル本邦銀行蘭印所在店ニ於
ケル圓爲替持高(金融協定當時ハ爪哇銀行ニ集中セラレ居リタル
モノガ廢棄ニ依リアンカバートナリ目下補償集中制ニ暫定的ニ付
替ヘラレ居リ整理ヲ要スル分)ニ付キ一括左ノ方法ニ依リ補償集
中制ニ付替ヘシムルコトトス。
二、從來處理未了ナリシ本邦銀行在内地店ノ盾爲替ニ就テハ左ノ要領
ニ依リ之ヲ處理ス。
(1)米系通貨爲替集中前ヨリノ盾持高ハ仲値付替ヲ爲ス。但シ正金
ノ日蘭金融協定分ハ協定仲値 44.50 ニテ付替シム。
(2)ソノ後日蘭金融協定廢棄ニ至ル迄ノ賣買ハ協定ノ關係ヨリ左ノ

大日本帝國通商

(5) 日蘭金銀通商
 (1) 米系通商
 (2) 金銀通商
 (3) 匯兌通商
 (4) 銀行通商
 (5) 保險通商
 (6) 倉庫通商
 (7) 船務通商
 (8) 郵政通商
 (9) 電信通商
 (10) 其他通商

大日本帝國政府

要領ニヨリ買買各別付替シム。
 (イ) 金融協定勘定正金對爪哇銀行直接取引ハ44.30ニテ集中シ、差金及手数料ノ受授ヲナサズ。
 (ロ) 正金ノ協定勘定對他銀行取引ハ協定銀行間相場賣44.1買44.1/2ヲ以テ集中シ手数料ノ受授ヲナサズ。
 (ハ) 正金對顧客取引ハ蘭印爲替管理局ニ支拂フ手数料ヲ考慮シ、賣43.7/8買44.7/8ヲ以テ集中シ一般原則通り賣買差金ヲ徴收シ手数料ヲ交付ス。
 (ニ) 正金爪哇支店勘定ノ協定勘定トノ振替取引ノ集中ニ就テハ一般集中相場43.7/8ト協定仲値44.30トノ差金ヲ受授調整ス。
 (ホ) 正金以外ノ銀行ガ對顧客賣買ヲ協定ニ基ク銀行間賣買相場ヲ以テ正金協定勘定ニ資金集中ヲ行ヒタル場合ハ補償集中ヲナサズ
 (ヘ) 正金協定勘定ニ集中ヲナサザリシ正金以外ノ對顧客取引ハ(ハ)ト

- (一) 五金貯蓄儲蓄ニ集中セザレバ、五金以代、機關客取用ハハ、
モ五金貯蓄儲蓄ニ資金集中セザレバ、ハ、
五金以代、機關客取用ハハ、
集中掛帳43.7/8 1 貯蓄中前44.301 イ、差金ヲ受封歸還ス。
- (二) 五金取支取付儲蓄ハ、貯蓄儲蓄イ、
手簿持キ交付ス。
- 買43.7/8 買44.7/8 以テ集中ニ一、
五金機關客取用ハ、
以テ集中ニ手簿持、
五金、
金及手簿持、
(三) 金機關客取用五金機關客取用ハ、
要請ニ依リ買買各取付替シム。

同一ノ處理ヲ爲ス。

- (3) 凍結後蘭印ニ於テ瓜哇銀行凍結勘定ヲ通ジ受拂セラレタル取引
ニ就テハ後記四ニヨリ處理ス。

三、金融勘定廢棄ノ際ノ在蘭印店圖爲替持高ノ中

- (1) 廢棄當時ノ cash 持高ハ一度瓜哇銀行ニ集中セラレ一定ノ利益ヲ
豫想セラレシモノナレバ補償集中制ニ付替ニ當リテモ舊協定相
場44.18 ニテ付替シム。

- (2) 廢棄前ノ豫約ニシテ現在尙未實行ノモノハ將來キヤンセル迄暫
定的付替ノ儘トス。

四、金融協定廢棄後ノ瓜哇銀行凍結勘定取引ハ盾爲替トシテ處理シ

- (1) 對顧客豫約ヲ用ヒタルモノハ前項三ノ(1)ト同一理由ニヨリ44.30
ニテ付替シム。

大日本帝國政府

(2) 廢棄後豫約ニ基カズシテナサレタル取引ハ一般原則ニヨリ 43.3/4
Basis ニテ所定ノ手数料ヲ與ヘ賣買差益ヲ徵收ス。
五、前記諸項ノ集中實行ニ當リテハ一般取扱ト同様、整理上賣相場一
本ニテ處理ス。

大日本帝國國庫

ニテ代替シム。
(1) 權限答題係ヲ用シタル子ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニヨリ 43.3/4
四、命關聯家類業給ノ取捨行東議議家類用ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニ
京印代替ノ謝イヌ。
(2) 類業前ノ類業ニシテ與テ尙未實行ノ子ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニ
43.3/4
類業前ノ子ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニヨリ 43.3/4
(1) 類業當利ノ(2) 類業前ノ子ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニヨリ 43.3/4
三、命關聯家類業ノ類ノ取捨行東議議家類用ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニ
ニ類テハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニヨリ 43.3/4
(3) 東議議家類用ニ類テ取捨行東議議家類用ハ前頁三ノ(1)ト同一理由ニ
同一ノ理由ニヨリ 43.3/4

本ニテ... (Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side)

凍結以後ノ對蘭印爲替取引 (瓜哇銀行凍結勘定關係取引)
集中整理方法ノ件 (案)
一、蘭印ニ於テ臺灣銀行及三井銀行其他ノ銀行ガ對日輸出爲替ヲ買取り
又ハ支拂送金爲替 (何レモ圓貨表示ヲ原則トス) ヲ支拂ヒテ其ノ所
要盾資金ヲ正金ノ瓜哇銀行ニ於ケル協定勘定ヨリ振替ラレタル Central
a/o Japan Trade Export a/o (以下D勘定ト稱ス) 又ハ Central a/o
Japan Service debit a/o (以下F勘定ト稱ス) ヨリ供與ヲ受ケタル
トキハ本邦ニ於テ之ガ對價タル邦貨ヲ正金ニ拂込ムモノトス。
二、前項ノ對價支拂ハ正金東京支店ニ於テ瓜哇銀行ヨリ一括郵送ヲ受ケ
タル在蘭印各行買取輸出手形ニ關スルモノニ就テハ手形並ニ附屬書
類ヲ關係銀行ニ於テ交付ヲ受ケタル際之ヲナスコトトシ、此場合ニ
於テハ當額關係銀行ハD勘定借記ノ日ヨリ航海日數期間 (三十日ト
假定ス) ノ利息ヲ年二分五厘ノ割合ニテ計算ノ上正金ヘ支拂フモノ
トス。

大日本帝國通則

十六。

銀寶ス、ハ利息キ半ニ代正風ハ陸合ニモ情義ハ土五金へ支拂テ子ハ
列モハ當路關聯銀行ハハ儲蓄計備ハ日ニリ兼新日選限間（三十日イ
限キ關聯銀行ニ列モ交付モ受テハハ關文モテスロイイ、出銀合ニ
スハ其關田各計買取銀出手段ニ關スハ子ハニ其マハ手段並ニ關聯書
ニ前取ハ權買支拂ハ五金東京支店ニ列モ瓜割銀行ニ一計連送モ受テ
イテハ本邦ニ列モス式權買スハ其資キ五金ニ附ス子ハ、イハス。

Japan Service Import a/c (以下ハ儲蓄ト稱ス) 且リ其與モ受テス
s/c Japan Trade Import a/c (以下ハ儲蓄ト稱ス) 又ハ Central a/c

要直資金モ五金ハ瓜割銀行ニ列モ瓜割銀行ニ列モ儲蓄モ、又ハ Central
又ハ支拂送金儲蓄（同ノ子國資送示モ列限イハス）モ支拂ヲモ其ハ兩

一、關田ニ列モ臺灣銀行又三井銀行其關聯銀行ハ權買日新出銀送モ買取リ

兼中權買式出、計（案）
其關聯銀行ハ權買日新出銀送モ買取リ

大日本帝國政府

三、關田ニ於ケル銀行ガF勘定ノ資金ヲ以テ支拂送金ヲナシタル場合ニ
於テモ、F勘定借記ノ郵便報知ニヨリ、本邦ニ於テ對價受拂ヲナス
トキハ前項ニ同ジF勘定借記ノ日以降ノ利息ヲ支拂フモノトス。

四、關田ニ於テ臺灣銀行、三井銀行其他ノ銀行ガ輸入爲替取立又ハ送金
爲替取組ニ（何レモ圓表示ヲ原則トス）關聯シテ盾資金ヲ受入レ之
ヲ爪哇銀行ニ於ケル Central a/c Japan Trade Import a/c (以下C勘

定ト稱ス) 又ハ Central a/c Japan Service a/c (以下E勘定ト稱ス)
へ拂込ミタル時ハ正金ハ本邦ニ於テ之ガ對價タル邦貨ヲ臺灣銀行、
三井銀行等ノ關係銀行ニ支拂フモノトス。

五、第一項及第四項ノ對價支拂ハ今後原則トシテ毎旬末正金、臺銀、三
井等ノ關係銀行ニ於テ入手スル電報ニヨリ之ヲ實行シ、第二項、第

三項ニ規定スル利息支拂ヲ行ハズ。

六、第一項及第四項ニヨル邦貨ノ受拂ハ盾資金ノ銀行間賣買ト見做シ、

大日本帝國通則

六、第一頁又第四頁ニモハ、其旨、受附ハ、預資金、銀行間賣買ノ見附ニ、
三頁ニ、財宝スル利息支附キ行ハス。
共、關附銀行ニ付テ入手スル買附ニモ、二頁、英
五、第一頁又第四頁、權附支附ハ、令附利息ニモ、同末五金、臺灣、三
三、共、銀行、關附銀行ニ支附テ、ハ、イ、ス。
ハ、附及、シ、ハ、五、金、ハ、本、決、ニ、付、テ、之、權、附、ハ、其、旨、キ、臺灣、銀行、
家、ノ、附、ス、ハ、Centrist s/c Japan Service s/c (以テ、關、附、ノ、附、ス、)
モ、ハ、附、銀行ニ付テ、Centrist s/c Japan Trade Import s/c (以テ、關、
爲、替、單、附、ニ、付、テ、子、圓、表示、キ、利息、イ、ス) 關、附、ニ、テ、預、資金、キ、受、入、ル、ス、
四、關、附、ニ、付、テ、臺灣、銀行、三、共、銀行、其、附、ノ、銀行、付、入、爲、替、單、立、又、ハ、金、
イ、ハ、ハ、前、取、ニ、同、シ、關、附、銀行、日、以、利、利息、キ、支、附、テ、ハ、イ、ス。
付、テ、子、圓、關、附、銀行、權、附、銀行、ニ、モ、本、決、ニ、付、テ、權、附、受、附、キ、ハ、ス、
三、關、附、ニ、付、テ、ハ、銀行、付、テ、關、附、銀行、資金、キ、以、テ、支、附、送、金、キ、ハ、ス、ハ、關、附、合、ニ、

大日本帝國政府

蘭印取引日ニ於ケル日本建相場(現在、44.50)ニヨリ之ヲ爲シ、
同相場、無手数料ニテ補償集中ニ出合ヲ求ム。
七、在本邦蘭銀ニ就テハ第一、第二、第三各項ニ規定スル邦貨支拂ニ
關シテノミ本處理方法ヲ適用スルモノトス。
八、蘭印ニ於ケル取扱銀行蘭銀、本邦ニ於ケル取扱銀行邦銀ナル取引
ノ中、在本邦蘭銀圓預金ニヨリ買取りタル本邦輸出爲替ニ就テハ
本措置ヲ適用セズ
註、正金、臺銀及ビ三井銀行ノ蘭印ニ於ケル對顧客圓貨爲替取引
ハ一般集中制度ニ從ヒ補償勘定ニカバリテトルモノトス。(但
シ右ノ内豫約ヲ用ヒタルモノハ舊協定相場44.30ニテ集中ス。)

